

大和市告示第210号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成21年大和市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項」に改める。

第7条第1項中「の翌日」を削り、「1月」を「30日」に改める。

第10条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。